

専用水道の取扱いについて

横浜市衛生局・区福祉保健センター

1 水道法等に基づく専用水道の定義

【水道法第3条第6項】

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の号のいずれかに該当するものをいう。

ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除くものとする。

(1) 100人をこえる者にその居住に必要な水を供給するもの

(2) その水道施設の日最大給水量(一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。)が政令で定める基準を超えるもの

【政令第1条】

(専用水道の基準)

第1条 水道法(以下「法」という。)第3条第6項 ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 口径25ミリメートル以上の導管の全長 1500メートル

(2) 水槽の有効容量の合計 100立方メートル

2 法第3条第6項第2号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が20立方メートルであることとする。

【省令第1条】

(令第1条第2項の厚生労働省令で定める目的)

第1条 水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「令」という。)第1条第2項に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他の人の生活の用に供することとする。

2 運用

(1) 共通事項

専用水道対象の
自家用の水道

寄宿舍、社宅、療養所、学校、事務所、レジャー施設等の管理者が、その用に供するため自ら施設する水道です。

水道事業の用に
供する水道以外
の水道

一般の需要に応じて水を供給する水道事業の概念にあてはまらない水道のすべてを包含します。

水道事業の概念にあてはまるものは、専用水道の取扱いをすることができません。

(2) 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するものに該当する場合

居住に必要な水

「居住に必要な水」とは、飲用、炊事、浴用、洗濯、手洗い、洗顔その他継続的な日常生活を営むために必要な水をいいます。

「居住」とは、継続的に約3カ月以上滞在するものをいいます。通常、療養所や下宿等は長期間の入所・宿泊を目的とするので、そこにおいて供給される水は「居住に必要な水」と見なします。

普通、病院や旅館は短期間の入院・宿泊を目的とするので、「居住に必要な水」と見なされません。

100人を超える
者

専用水道は、「100人を超える者」に、その居住に必要な水を供給する規模のものでなければなりません。

専用水道の100人とは、「実際に給水する人数が100人」ということであり、その専用水道により実際に居住に必要な水の供給を受ける人数が主眼となっています。

専用水道において、「100人を超える者」とは、居住者の出生、死亡、同居者の増減、移動等によって実際の人数は日々差異があることから、特別の事情がないかぎり、次の様に考えます。

(1) 新設

当初設計の場合においては、定員制のあるものには定員数により、普通家庭を対象とするものは客観性のある統計等による平均世帯員数を基礎として算定するなど、客観的に算出した場合における「100人を超える者」という意味とします。

(2) 既設

新設の場合以外は、常時何人に給水しているかを実際に調査して常時100人を超える者にその居住に必要な水を供給している場合には、その超えるにいたった時点から、その水道は専用水道になります。また、常時100人以下(一日最大給水量が20立方メートル以下の場合に限る。)となったときは、そのときから専用水道ではなくなります。

「100人を超える者に居住に必要な水を供給」していれば、その水道施設の全部が水道法にいう専用水道となります。

例えば、工場の水道でその供給する水の大部分が工業用に使用されているが、その一部の水が100人を超える寄宿舍に給水されているような場合においては、その工業用給水の施設をも含めて水道の全施設が専用水道としての規制を受けます。水道施設は有機的に関連する施設の総体であり、その何れの部分における汚染も直ちに他の部分に影響を及ぼすものだからです。もっとも、寄宿舍用の給水の部分を他の部分から完全に縁切の構造として、別個の水道の形態を具備するならば、その場合は寄宿舍の部分だけが独立の専用水道となります。

(3) その水道施設の一日最大給水量(一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。)が政令で定める基準を超えるものに該当する場合

一日最大給水量が20m³を超える水道施設

新規専用水道における一日最大給水量算定の考え方は、次によることとします。

(1) 現在の水道施設が設計されたときの設計上の必要水量を一日最大給水量とします。

ただし、公衆浴場やプールについては、付帯設備も含め、当該水量を除いた値とします。また、製造工程での使用等に係る水量についても算定対象から除外します。

(2) 現在の水道施設が設計されたときの設計上の算定水量が存在しない場合、実績使用者数、一日平均使用時間、単位給水量等を建築用途に応じて適切に設定することで一日最大給水量を算出します。この場合、実績使用者数、一日平均使用時間等が不明な場合は、設置者が適切に設定したものにより算出することとします。

ただし、公衆浴場やプールについては、付帯設備も含め、当該水量を除いた値とします。また、製造工程での使用等に係る

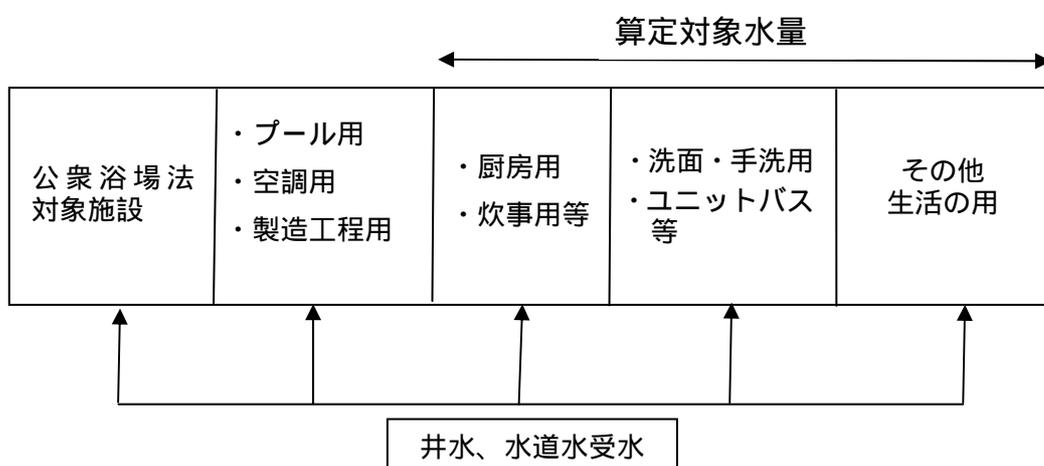
水量についても算定対象から除外します。

(3) また、(2)により算定が困難な場合等には、自己水源取水量、水道水受水量等から算定した水量を一日最大給水量とします。取水量(給水量)の全部又は一部が不明な場合、不明な部分については実測等によるものとします。

ただし、公衆浴場やプールについては、付帯設備も含め、当該水量を除いた値とします。また、製造工程での使用等に係る水量についても算定対象から除外します。

(4) 一日最大給水量を設置者が算出する場合は、実測等によるほか、次の資料を参考とします。

・ 空気調和・衛生工学便覧 4. 給排水衛生設備設計編



人の生活の用に供する水量に限定したことから、施設設計・敷設のあり方により、営農用等人的生活の用に供しないその他の用途に供する施設容量が区分できる場合においては、これを除外減算して適用しても支障ないものとします。

なお、水道施設において、一日最大給水量が 20m^3 以下でも、居住者人員が 101 人以上であれば専用水道となります。

(4) 適用除外

専用水道の適用除外規定

水道法第3条第6項の「ただし書きの規定」は専用水道の除外規定で水道法施行令第1条においてその基準を定めており、他の水道から供給を受けた消毒済みの水のみを水源とする水道は、新たな汚染のおそれが少ない場合は、専用水道の適用を除外しようとする基準です。

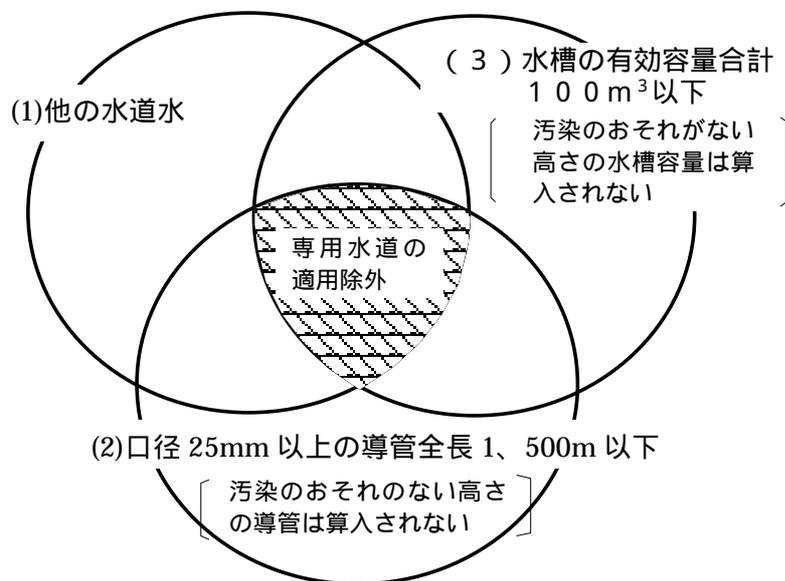
なお、専用水道の適用除外施設については、簡易専用水道の適用、あるいは条例で規定している小規模受水槽水道の適用で対応することとなります。

横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

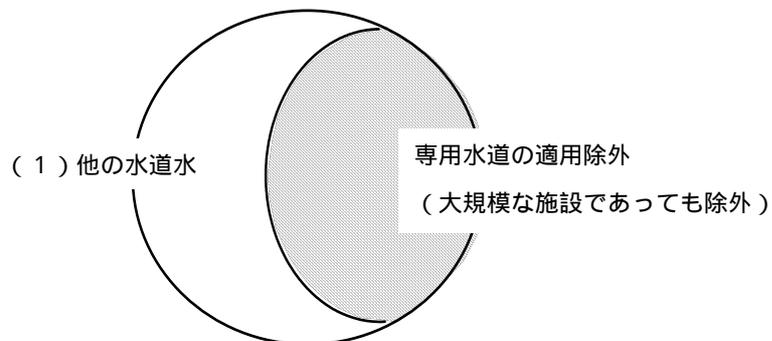
したがって、専用水道とみられる場合であっても、

- (1) 他の水道から供給を受ける水だけを水源とすること
- (2) 地中又は地表に施設されている口径25ミリメートル以上の導管の全長が1、500メートル以下であること
- (3) 地中又は地表に施設されている水槽の有効容量の合計が100立方メートル以下であること

以上の3つの条件にすべてかなっていれば、専用水道の適用から除外されることとなります。（下図参照）



なお、通常、地表からの浸水等による汚染のおそれのない程度に支柱等によつて高く設けられた水槽や導管の容量や延長は、この基準の数値には算入されない。（下図参照）

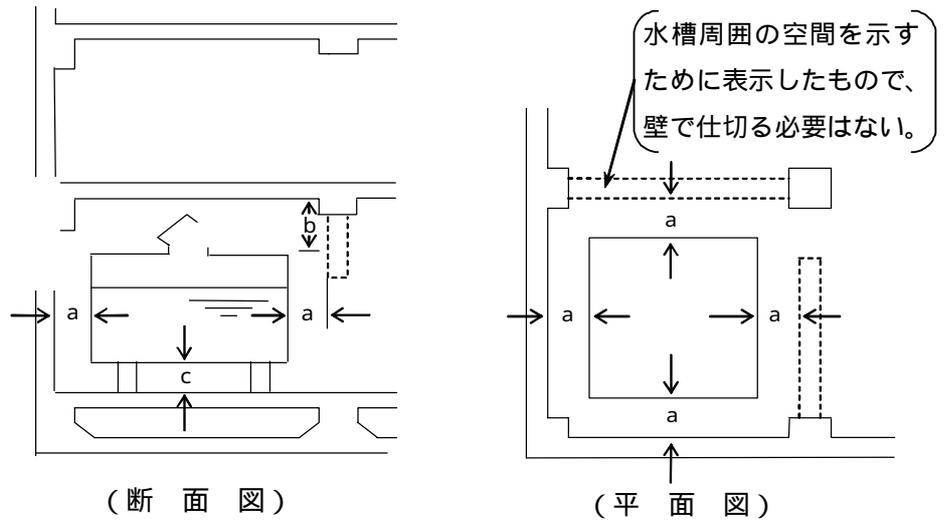


〔 汚染のおそれのない程度に高く設けられた水槽や導管 〕

汚染のない程度に高く設けられた水槽

(1) 屋内設置の場合

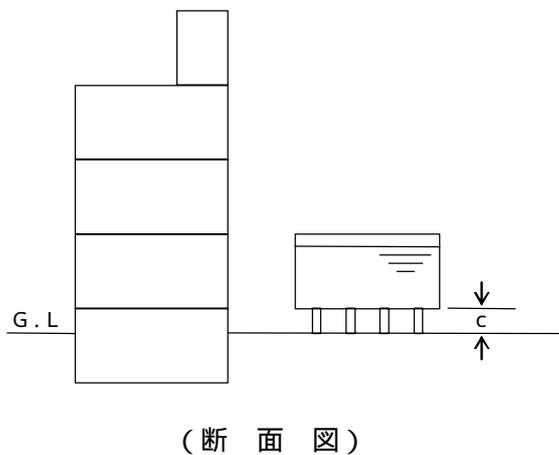
受水槽の構造が、国土交通省告示（昭和50年12月20日第1597号 最近改正 平成12年5月30日第1406号）に適合している場合をいうものとし、告示第1ニイ(1)「保守点検を容易かつ安全に行うことができる」とは、給排水設備技術基準・同解説1983年版（P34）に記載されているものとし、



a、cは600mm以上、bは1、000mm以上

(2) 屋外設置の場合

受水槽の構造が、国土交通省告示（昭和50年12月20日第1597号 最近改正 平成12年5月30日第1406号）に適合し、屋内設置と同様に受水槽の天井、底、又は周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができる場合とし、



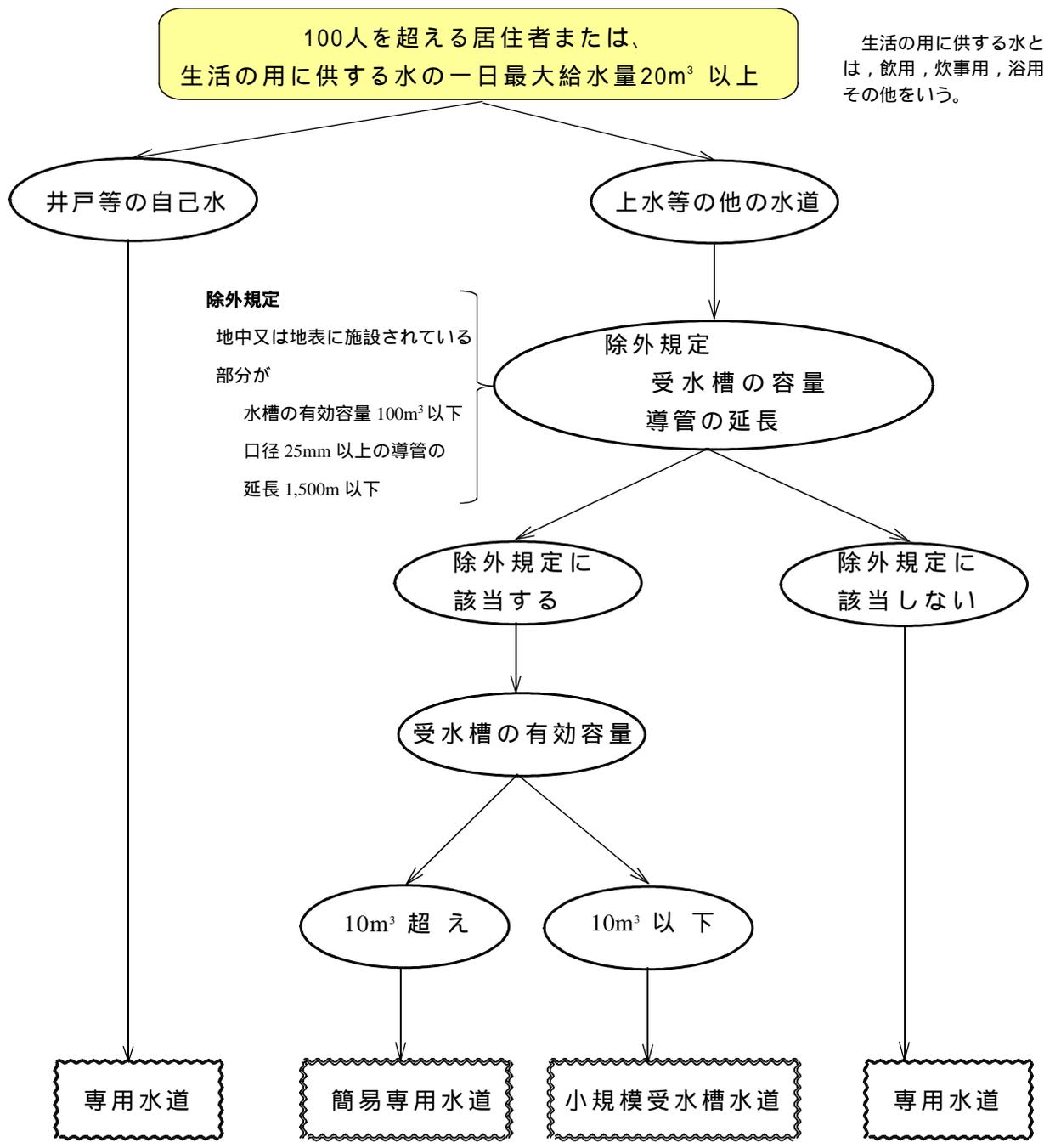
cは600mm以上

導管の全長



導管の全長とは、地中又は地表(地表からの汚染の影響を受けない程度に高く設けられたものは除く)に敷設されている口径25ミリメートル以上の導管で、受水槽から各棟までのすべての長さを加えたものを指します。受水槽以前の給水装置及び建物内の縦管は含みません。

3 専用水道の区分方法



4 専用水道に該当する施設の例示

自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次のいずれかの場合に該当する場合、その水道施設は専用水道となります。

1 共同住宅、社宅、療養所等で、居住している人口が100人を超える場合

(1) 受水型施設（他の水道から供給を受ける水のみを水源とする施設）

受水型施設はさらに次のいずれかに該当する場合のみ専用水道となります。次のいずれかに該当しない場合は専用水道にはあたりません。

ア 水槽の有効容量が100m³を超える場合（6面点検可能な施設は除く）

いわゆる地下式受水槽に代表されるような6面点検不可能な受水槽であって、有効容量が100m³を超える施設です。

（例）共同住宅で、150m³の地下式受水槽をもつ施設

イ 導管の全長が1500mを超える場合

ここでいう導管の全長とは、地中又は地表（地表からの汚染の影響を受けない程度に高く設けられたものは除く）に敷設されている口径25ミリメートル以上の導管で、受水槽から各棟までのすべての長さを加えたものを指します。受水槽以前の給水装置及び建物内の縦管は含みません。

（例）大規模な団地で、導管の全長が2000mの施設

(2) 自己水源型施設（井水等を利用する施設）

（例）150人居住している共同住宅で、井水等を使用する施設

2 建物の用途は問わず、生活の用に供する一日最大給水量が20m³を超える場合

(1) 受水型施設（他の水道から供給を受ける水のみを水源とする施設）

受水型施設はさらに次のいずれかに該当する場合のみ専用水道となります。次のいずれかに該当しない場合は専用水道にはあたりません。

ア 水槽の有効容量が100m³を超える場合（6面点検可能な施設は除く）

いわゆる地下式受水槽に代表されるような6面点検不可能な受水槽であって、有効容量が100m³を超える施設です。

（例）デパートで、飲用、手洗い等で使用している水の一日最大給水量が20m³を超え、200m³の地下式受水槽をもつ施設

イ 導管の全長が1500mを超える場合

（例）大規模な工場で、従業員の飲用、手洗い等で使用している水の一日最大給水量が20m³を超え、導管の全長が2000mを超える施設

(2) 自己水源型施設（井水等を利用する施設）

（例）学校で井水を使用しており、飲用、手洗い等で使用している水の一日最大給水量が20m³を超える施設